

自治基本条例前文案

A 案（721 文字）	B 案（687 文字）	C 案（516 文字）
<p>島田市は、大井川の恩恵を受け、江戸時代には宿場町、明治時代には木都として栄え、以降は全国有数の一大茶産地として発展してきました。</p> <p>かつて駿河・遠江の国境^{くにさかい}だった大井川は、現在の島田市では、市域の中心を流れ、まちとまちを結び、絆をつなぐ、シンボルとなっています。</p> <p>このまちに暮らす人なら、誰でも頭に思い浮かぶ大井川の景色があり、大井川とともに歩むまちづくりを脈々と受け継いできました。</p> <p>今日では、地方分権の進展や少子高齢・人口減少社会の到来などにより、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度からの転換が求められています。</p> <p>源流に降った一滴の雨粒が集まって大井川になるように、小さな力が集まると大きな力になります。島田市はこのまちに関わる私たちのものです。私たちが力を合わせ、島田市の未来を自分たちで考え、決め、つくっていくことを「自治」と言います。</p> <p>島田市を未来へ引き継いでいくために、これからも地域、性別、世代などの違いを越え、お互いを信頼し合い、助け合いながらまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>これからのまちづくりは、次の2つの視点にたって進めていきます。</p> <p>1つ目は対話による発展的な解決です。意見が対立したときに、一方を否定するのではなく、対話により発展的な解決を模索する姿勢を目指します。</p> <p>2つ目は時間を大切にすることです。対話の場のその瞬間の時間だけではなく、それぞれの考えを熟成させる時間を大事にし、計画段階から参加し将来の展望を共有する時間軸を意識してまちづくりを進めることを目指します。</p> <p>これからも島田市が輝けるまちとして歩むことができるよう、まちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを実現するために、島田市自治基本条例を制定します。</p>	<p>島田市は、遥か南アルプスに端を発する大井川の恩恵を受け、江戸時代には宿場町、明治時代には木都として栄え、現在は全国有数の一大茶産地として発展してきました。</p> <p>また、かつて駿河・遠江の国境だった大井川は、平成の合併によって、市域の中心を流れる川となり、まちとまちを結び、私たちの絆をつなぐ、シンボルとして位置づけられています。</p> <p>時代とともに大井川の位置付けが変遷したように、島田市でも、地方分権の進展や少子高齢・人口減少社会の到来などにより、成長と拡大を基調とした社会の仕組みや制度からの転換が求められています。</p> <p>源流に降った一滴の雨粒が集まって大井川（大河）になるように、小さな力が集まると大きな力になります。</p> <p>島田市も私たち一人ひとりの力を合わせて、私たちの手で安心して暮らせる島田市をつくっていく「自治」という考えに基づき、島田市の未来を後世に引き継いでいくため、性別、世代などの違いを越え、お互いを信頼し合い、助け合いながらまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>特により良いまちづくりを目指すためには、「対話」と「時間」が大切になります。</p> <p>対話は、意見が対立したときに、一方を否定するのではなく、対話による発展的な解決を模索する姿勢、そして、時間は、対話の瞬間だけではなく、それぞれの考えを熟成させる時間を大事にし、計画段階から参加し将来の展望を共有する時間を意識したまちづくりを進めていくことが必要になります。</p> <p>これからも島田市が輝けるまちとして歩んでいけるよう、まちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを実現するために、島田市自治基本条例を制定します。</p>	<p>島田市は、遥か南アルプスを源とする大井川が市域の中心を流れ、江戸時代には宿場町、明治時代には木都として、以降は全国有数の茶産地として、大井川からの天与の恵みにより発展してきました。</p> <p>大井川の豊かな水は、私たちの生活を支えると同時に、氾濫などによる幾多の災害ももたらしてきました。しかし、先人たちはそうした苦難を、あたかも一滴の水が集まって大河となるように、一人ひとりが強く結びつき、協力し合いながら乗り越えてきました。</p> <p>しかし、地方分権の進展や少子高齢・人口減少社会の濁流により、これまでの成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みの転換が求められているなか、私たちは、大井川とともに歩んできた島田市を引き継いでいくために、市民・議会・行政がお互いに尊重し合い、助け合いながらまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>かつて、駿河と遠江の国境^{くにさかい}だった大井川は、平成の合併によって、今や、地域と地域を結び、人と人を繋ぐ心の架け橋となっています。私たちは、まちの未来を共に考え、力を合わせ、多くの方が幸せになるまちを作っていくことができます。これからも大井川とともに歩み・輝ける島田市を実現するために、ここに島田市自治基本条例を制定します。</p>

市民会議有志委員提出案（1,289文字）	素案（384文字）																				
<p>島田市は誰のものですか？ 市長さんのもの？議員さんたちのもの？いいえ、島田市はこのまちに関わる私たち島田市民みんなのものです。 誰か一人の偉い人たち、強い人たちだけで大切なことを決めてしまうものではありません。市役所で働いている人たちだけがまちづくりの仕事をしているわけでもありません。このまちを島田市民みんなのものとして、あなたや私力が力を合わせて、みんなで平和に安心して暮らせるまちをつくっていかうと協力して働くこと、自分たちのことを自分たちで決めて、そしてこの島田市を島田市民の手でつくっていくことを「自治」と言います。</p> <p>島田市はどんなまちですか？遙か南アルプスに端を発する大井川の恩恵を受け、江戸時代には宿場町、木の都として栄え、明治時代以降は全国有数の一大茶産地として発展してきました。東西に延びる東海道との交点に位置している島田・金谷には大井川の増水でおこる川止めによって立ち止まることすらも自然と人やモノが集散する扇の要となつて、川越文化を育んできました。それは2年に一度の金谷の茶まつり、3年に1度の島田帯まつり、川根のまつりなど長い時間をかけて準備するまつりの文化に受け継がれています。</p> <p>島田の発展には常に大井川がありました。また、豊かな水の恩恵は、島田だけにとどまらず、志太・榛原地全域の人々の日々の生活を支えています。どの時代にも大井川があつて、今も私たちは大井川とともに生きています。このまちに暮らす人なら、誰でも頭に思い浮かぶそれぞれの大井川の景色があります。</p> <p>島田市にとって大井川とはなんですか？かつては駿河・遠江の国境として、町を隔てるものでした。しかし、平成の合併によってできた新しい島田市を見ると、大井川は境ではなく、市域の中心を流れています。まちとまちを結び、人と人の絆をつなぐシンボルといえます</p> <p>大井川のなりたち、姿に学べば、源流に降った一滴の雨つぶが集まって川になっていくように、小さな力や声も集まると大きな流れになります。私たち一人ひとりとは関係なくもないし、無力でもないのです。私たちは、島田の町の未来を自分たちで考え、叶えていくことができます。大井川とともに歩んできた島田の町を未来へ引き継いでいくために、みんなで力をあわせていきたい。</p> <p>私たちの島田市をどうしていきましょうか？大井川は私たちの生活を支えると同時に、氾濫などの大きな災害をもたらしてきました。しかし先人たちは、それを乗り越え、逃げずに受け止め立場を超えともに協力し、町を発展させてきました。このことにより島田はここに存在し続け、私たちはここに生きているのです。</p> <p>私たちも、地域、性別世代などの衝突を乗り越える努力をしていきます。</p> <p>また、地下を流れる間にじっくりと培われていき清く研ぎ澄まされていく伏流水が私たちの生活をうるおしてきました。私たちもたち時に立ち止まって考えじっくり対話することを大事にしていきたいと思ひます。</p> <p>大井川を清くするのも、濁すのも私たち次第です。この条例を携えより多くの人々が幸せになるまちを自分たちの手で作っていく島田市の自治を誓って、自治基本条例を制定します。</p>	<p>島田市は、遙か南アルプスに源を発する大井川の恩恵を受け、江戸時代には宿場町・木都として栄え、明治以降は全国有数の一大茶産地として発展してきました。</p> <p>戦後は他の自治体に先駆けて、国外都市との交流を図り、多様性を受け入れる文化を脈々と受け継いできました。</p> <p>地方分権の進展や少子高齢・人口減少社会の到来などにより、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度からの転換が求められているなか、次世代に個性豊かな島田市を引き継いでいくためにも市民等、議会、市長等がお互いに尊重し合い、助け合いながらまちづくりを進めていく必要があります。</p> <p>まちづくりには個人の考えを熟成させる「とき」、発展的な解決へ導く姿勢で臨む「対話の場」が重要です。</p> <p>これからも島田市が輝けるまちとして歩いていけるよう、まちづくりの基本理念を共有し、協働のまちづくりを実現するために、島田市自治基本条例を制定します。</p> <p>◆（参考）前文文字数一覧</p> <table border="1" data-bbox="1944 1024 2813 1486"> <tbody> <tr> <td>日本国憲法</td> <td>643</td> </tr> <tr> <td>島田市男女共同参画推進条例</td> <td>709</td> </tr> <tr> <td>島田市地域医療基本条例（案）</td> <td>430</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>650</td> </tr> <tr> <td>牧之原市</td> <td>342</td> </tr> <tr> <td>川根本町</td> <td>408</td> </tr> <tr> <td>掛川市</td> <td>631</td> </tr> <tr> <td>焼津市</td> <td>361</td> </tr> <tr> <td>小山町</td> <td>587</td> </tr> <tr> <td>日進市</td> <td>738</td> </tr> </tbody> </table>	日本国憲法	643	島田市男女共同参画推進条例	709	島田市地域医療基本条例（案）	430	静岡市	650	牧之原市	342	川根本町	408	掛川市	631	焼津市	361	小山町	587	日進市	738
日本国憲法	643																				
島田市男女共同参画推進条例	709																				
島田市地域医療基本条例（案）	430																				
静岡市	650																				
牧之原市	342																				
川根本町	408																				
掛川市	631																				
焼津市	361																				
小山町	587																				
日進市	738																				